

# 平成30年度 福島県特定不妊治療費助成事業のお知らせ

特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を行うご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。※採卵を伴った治療にかかる助成事業であるため、人工授精等は対象にはなりません。  
また、不妊等にかかる相談も行っておりますので（裏面参照）、お気軽にご連絡ください。

## 対象者

次の要件を全て満たす方です。

① 特定不妊治療指定医療機関（所在地の自治体で指定を受けている全国の医療機関）において、保険診療の適応とならない体外受精または顕微授精を行った方、及び併せて男性不妊治療（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）を行った方。

② 法律上の夫婦で、両者または一方が福島県内に住所を有する方

※ただし、中核市である郡山市、いわき市、福島市（平成30年4月1日より中核市）は申請先が異なります。（裏面参照）

③ 夫婦合算の平成29年分（4,5月に申請する場合は28年分）の所得額が730万円未満の方

※所得額の計算方法：合計所得金額（収入額ではありません）－80,000円（児童手当法施行令第3条第1項の控除額）  
－各種控除額〔雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額（普通）、障害者控除額（特別）、勤労学生控除額〕

## 助成の内容

### 【助成回数】

初回申請時の治療開始日における妻の年齢により、下記の回数となります。

40歳未満の方	43歳になるまでに通算6回まで
40歳以上43歳未満の方	43歳になるまでに通算3回まで

※ 以前に他の都道府県、政令指定都市、中核市で受けた助成も通算回数に含まれます。

※ 治療開始時に43歳未満であれば、治療期間中に43歳になっても助成対象になります。



### 【助成額】

初回申請時の治療終了日により、助成内容が異なります。

助成上限額に満たない場合は、支払った額のみ助成となります。

※1 初回申請時の治療が平成28年1月19日以前に終了した方は、通算3回目まで上乗せ助成があります。

※2 初回申請時の治療が平成28年1月20日以降に終了した方は、初回に限り30万円まで助成します。（C,Fの治療を除く）

※3 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も男性不妊治療助成の対象となります。

	初回申請時の治療終了日	治療内容	助成上限額	通算3回目までの上乗せ（※1）	
				150,000円	75,000円
1 特定不妊治療	平成28年1月19日以前	A,B,D,E	150,000円	50,000円	25,000円
		C,F	75,000円		
	平成28年1月20日以降	A,B,D,E	150,000円 （初回助成上限額は300,000円）（※2）	0円	
		C,F	75,000円	0円	
2 男性不妊治療	1に加えて150,000円まで助成（※3）				

治療内容	採卵まで	採精（夫）	受精	胚移植			妊娠の判定
				新鮮胚移植	胚凍結	凍結胚移植	
A 新鮮胚移植を実施	■	■	■	■			■
B 凍結胚移植を実施（受精卵を一旦凍結し、母体の調整後胚移植）	■	■	■		■	■	■
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	■	■	■		■	■	■
D（採卵後）体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	■	■	■		■		■
E 受精できず（採卵し受精させたが、胚の分割停止等により中止）	■	■	■				■
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	■	■	■				■
男性不妊治療（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）	■	■	■				■

■ 治療実施

## 申請に必要な書類

書類名	様式・注意点等
① 福島県特定不妊治療費助成申請書	【様式第5号】
② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書	【様式第6号】 下記の治療費も申請する場合には、受診した指定医療機関に領収書等（必要書類は指定医療機関に要確認）を提出し、合算して記載してもらうこと。 ・指定医療機関のみで助成上限額に達しなかった場合で、指定医療機関の指示のもとに他院で受けた保険適用外の注射や投薬等 ・他院で受けた男性不妊治療
③ ②の額を確認できる明細書等	参考様式あり：特定不妊治療費領収金額の明細書
④ 夫婦それぞれの住所を確認できる書類〔住民票謄本〕	・発行から3か月以内のもの ・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ・前住所地で助成を受けていたかを確認するため、前住所地の記載を省略しないこと。 ・法律上の夫婦であることを確認するため、続柄の記載を省略しないこと。夫婦が別の住所に住んでいて本票で確認できない場合は〔戸籍謄本〕を提出すること。
⑤ 夫婦それぞれの所得及び控除額を確認できる書類〔所得・課税証明書〕	・4、5月申請の場合：平成29年度（平成28年分） 6月以降申請の場合：平成30年度（平成29年分） ・以前申請した際に、当該年度のものを添付していた場合は省略可。源泉徴収票等での代用不可
⑥ 振込口座を確認できる通帳等の写し	・口座名義（カナ）及び口座番号等が分かる部分の写し
★ 印鑑	申請書類を持参する場合は念のためお持ち下さい。

※①②③の様式は、福島県子育て支援課のホームページからダウンロードできます。

福島県 特定不妊

検索

- ◆ 治療終了後は速やかに申請してください。
- ◆ 平成30年度の申請締切は、平成31年3月31日です。
- ◆ 治療終了見込みが締切間際で申請が遅れる可能性がある場合には、各保健福祉事務所までご相談ください。

## 申請先・お問い合わせ先

申請書類は最寄りの保健福祉事務所に提出してください。

事務所名	郵便番号・所在地	助成申請問合せ電話番号	女性のミカタ健康サポートコール
県北保健福祉事務所	〒960-8012 福島市御山町 8-30	024-534-4155	024-535-5615
県中保健福祉事務所	〒962-0834 須賀川市旭町 153-1	0248-75-7810	0248-75-7822
県南保健福祉事務所	〒961-0074 白河市郭内 127	0248-22-5647	0248-21-0067
会津保健福祉事務所	〒965-0873 会津若松市追手町 7-40	0242-29-5278	0242-27-4550
南会津保健福祉事務所	〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲 2542-2	0241-63-0305	0241-62-1700
相双保健福祉事務所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1134	0244-26-1186

※郡山市、いわき市、福島市にお住まいの方は、下記にお問い合わせください。

郡山市ニコニコこども館 こども支援課 024-924-2525    いわき市こども家庭課 0246-27-8597

福島市こども政策課 024-525-7671

## 女性のミカタ健康サポートコール

保健福祉事務所では、面談（要予約）による不妊相談や、専用電話「女性のミカタ健康サポートコール」により、女性が抱えるからだや心の相談も行っております。

平日 9:00-17:00 に保健師等が対応しますので、お気軽にご連絡ください。



## 県内指定医療機関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
いちかわクリニック（福島市）	024-554-0303	あみウイメンズクリニック（会津若松市）	0242-37-1456
福島県立医科大学附属病院（福島市）	024-547-1111	乾マタニティクリニック（郡山市）	024-925-0705
福島赤十字病院（福島市）	024-534-6101	あべウイメンズクリニック（郡山市）	024-923-4188
アートクリニック産婦人科（福島市）	024-523-1132	ひさこファミリークリニック（郡山市）	024-952-4415
会津中央病院（会津若松市）	0242-25-1515	いわき婦人科（いわき市）	0246-27-2885

